

## 三重県立鈴鹿青少年センター施設管理業務

センターを、規定時間内の管理及び施設運営に支障のないように万全を期して保全業務や定期保守点検、清掃業務を計画的に行い、各設備の機能が十分に発揮されるように、常に良好な状態に保持してください。

### I 機械の運転管理業務

機械の運転管理業務は、次に掲げる項目のとおりです。

- (1) 運転・監視業務
  - ① 電気設備
  - ② 機械設備
    - ・ 空気調和設備
    - ・ 給排水衛生設備
    - ・ 真空式温水ヒータ設備
    - ・ 浴場ガス給湯・その他ガス設備
    - ・ 空気清浄機
    - ・ その他の施設設備
  - ④ 機器の日常点検
- (2) 室内環境測定業務

## 電気設備保守点検業務内容

- (1) 電気工作物の点検監視
  - ① 電気設備の巡視点検
    - ア 変圧器
    - イ 遮断機開閉器類
    - ウ 計器用変成器
    - エ 避雷器
    - オ 電力用コンデンサ
    - カ 母線導体、電力ケーブル、支持物
    - キ 配電盤制御回路
    - ク 蓄電池、充電装置
    - ケ 遠隔制御、監視装置、自動運転装置
- (2) 配線設備の巡視点検
  - ① 遮断機開閉器類
  - ② 電線路、支持物
- (3) 発電設備の外部点検
  - ① 内燃機及び付属装置
  - ② 発電機及び付属装置
  - ③ 開閉器その他電気機器
- (4) 蓄電池の温度、比重測定
- (5) 低圧回路の絶縁、接地抵抗の測定
- (6) 負荷設備の巡視点検
  - ① 電動機及びその他の電気機器
  - ② 照明器具（毎日巡視）  
総合研修館の照明点検
  - ③ 制御盤、配分電盤、配線器具
- (7) 電気工作物の記録その他
  - ① 受電及び保安に関する記録
  - ② 定期検査の立会い
  - ③ 故障、又は異常が発生した場合の連絡及び指示された事項の処置
  - ④ エレベーターの運行監視

## 空気調和設備保守点検業務内容

### (1) 冷温水発生機

- ① 冷温水コントローラー、蒸気用弁、空気源の点検
- ② 真空度、潤滑油、Vベルトの張り、ガスバラスト弁の作動確認
- ③ 循環ポンプ、冷温水出入口温度、冷却水の温度の点検、確認
- ④ 冷媒、溶液の液面、温度のチェック
- ⑤ 溶液のサンプリングテスト及び記録
- ⑥ 着火装置等自動制御機器点検（夏・冬期とも）
- ⑦ 軸受部、油圧、調整弁点検清掃（夏・冬期とも）
- ⑧ 電極部、ノズル及び電磁弁の点検清掃
- ⑨ 冷房シーズン中の点検監視
- ⑩ 冷房休止時の点検監視
- ⑪ 暖房シーズン中の点検監視
- ⑫ 暖房休止時の点検監視
- ⑬ 冷暖房時の排気煤煙の測定
- ⑭ ポンプ、モーターの清掃

### (2) 冷却塔

- ① 水温、散水状態、送風機回転状態の点検
- ② 補給水装置の点検
- ③ オイルの補給
- ④ 部分塗装
- ⑤ 水槽及び散水板の清掃
- ⑥ 軸受温度の点検

### (3) 冷温ヘッダー

温度計、圧力計、バルブ、可よう栓の点検

### (4) オイルタンク

- ① 液面漏洩有無の点検
- ② 灯油地下タンク漏洩点検
- ③ 危険物設備の配管微加圧検査

### (5) 空気調和機及びパッケージ型空気調和機

- ① 内部清掃
- ② 加湿装置の点検、清掃
- ③ 送風機のモーター、ベルト点検
- ④ 冷温水コイルの点検
- ⑤ 送風機の給油、点検
- ⑥ 制御機器の動作点検、ファンコイル用サーモの切り換え

### (6) ファンコイル

- ① 流量弁の調整
- ② 内部清掃

### (7) 自動制御機器

- ① 温度制御状態のチェック
- ② 電磁弁、モジュールモーター等の動作点検
- ③ 指示計器の点検
- ④ 監視盤の点検、チェック
- ⑤ シーズン中の故障等の整備

### (8) 給排気ファン

- ① 回転状態の点検

- ② オイルの補充
- ③ ベルトの点検

(9) ポンプ類

- ① 吐出、吸込圧力の点検
- ② カップリングの点検
- ③ ポンプ本体の清掃

(10) 配管

- ① 詰まり、水漏れ点検
- ② 配管被覆の点検

(11) 吹出口、吸込口

吹出口、吸込ロガラリ等の清掃

(12) 宿泊棟ルームエアコン清掃

宿泊棟ルームエアコンリモコン点検

## 給排水衛生設備保守点検業務内容

- (1) 受水槽
  - ① バルブ開閉の点検
  - ② ボールタップの点検
  - ③ 使用水量の記録及び排水量の記録
  
- (2) 高置水槽  
バルブ開閉の点検
  
- (3) 配管
  - ① 詰まり、水漏れ点検
  - ② 保温の点検
  - ③ 衛生器具部品の取り替え
  - ④ ポンプ類
    - ・吐出、吸込圧力の点検
    - ・カップリングの点検
    - ・ポンプ本体の清掃
  - ⑤ 節水システムの点検
  
- (4) 給水
  - ① 遊離残留塩素濃度測定
  - ② 水質検査（法定検査）
  - ③ 簡易検査（法定検査が合格の場合）
  - ④ 水道施設検査
  
- (5) 排水  
屋外污水管の清掃

## 真空式温水ヒーター設備保守点検業務内容

- (1) 各種計器の指示値の点検・運転記録
- (2) 各種弁類の点検保守
- (3) ヒーター用真空針、液面計、温度の点検
- (4) 自動制御装置の機能点検
- (5) 付属機器、配管等の機能点検保守
- (6) 油元弁は運転前に開・停止後は閉の確認

## 浴場ガス給湯・その他ガス設備保守点検業務内容

### 1 設備概要

#### 【浴場ガス給湯設備】

ガス給湯器 50号×3台  
受水槽付加圧給水ポンプユニット  
給湯循環ポンプ  
密閉型膨張タンク(給湯用)

#### 【ガス設備】

湯沸器バーナー等

### 2 業務の内容

#### 【浴場ガス給湯設備】

- (1) 浴場ガス給湯設備目視点検
- (2) 密閉形膨張タンクの圧力点検
- (3) センサー管理

#### 【ガス設備】

- (1) 湯沸器のバーナーの点検
- (2) ガス漏れの点検

## その他の施設設備保守点検業務内容

- (1) 自動扉の点検、監視
- (2) 各種扉のドアチェック、ドアロックの調整、点検
- (3) 放送設備、時計の音量及び時間調整
- (4) 放送設備、時計の点検清掃
- (5) その他施設内外の小破修繕

## Ⅱ 定期保守点検業務

### 業務概要

次の設備について保守点検業務を行う。

- ① 真空式温水ヒータ設備
- ② 浴場ろ過装置
- ③ 浴場ガス給湯設備
- ④ 消防設備
- ⑤ 冷温水発生装置（冷温水機）
- ⑥ 汚水処理施設
- ⑦ エレベーター
- ⑧ 自家用電気工作物
- ⑨ 舞台機構
- ⑩ 舞台照明環境制御システム
- ⑪ 舞台音響装置

【定期保守点検内訳表】						
区分	項目	内容		実施周期	数量	単位
真空式温水ヒータ設備	保守点検	真空式温水ヒータ		年1回	1	式
浴場ろ過装置	保守点検	ろ過装置		年1回	1	式
浴場ガス給湯設備	保守点検	給湯機		年1回	1	式
		受水槽付給水装置				
		給湯循環ポンプ				
		密閉型膨張タンク				
消防設備	外観機能点検	消火器	一般型(10型・20型)	年2回	44	本
			強化液型		10	本
			移動型		1	本
	保守点検	消火栓設備	加圧送水機300ℓ/分 4・5KW		1	台
			消火栓箱		12	箇所
	保守点検	自動火災報知設備	受信機(30回線)		1	台
			副受信機		1	台
			感知器(スポット型差動式)		163	個
			感知機(スポット型低温式)		61	個
			感知機(煙)		74	個
			発信機		12	箇所
	非常警報設備	放送設備増幅器100W	2	台		
	避難器具	避難梯子	1	箇所		
誘導灯		66	箇所			
防火扉		12	箇所			
移動式消火設備		1	台			
冷温水発生装置 (冷温水機)	保守点検	(冷房・暖房切替時)	冷房・暖房の切替作業	年2回	2	基
			冷房・暖房機器関係の点検・調整			
			燃焼系統の点検・調整			
			インターロックテスト・調整			
			安全装置の点検・調整			
			容量コントロールの点検・調整			
			各部総合点検			
	(冷房開始時)	機器関係の点検・調整	年1回	2	基	
		燃焼系統の点検・調整				
		安全装置の点検・調整				
(運転休止中)	容量コントロールの点検・調整	年2回	2	基		
	各部総合点検					
	濃度点検・調整					
汚水処理施設	保守点検	法定検査(10条第1項)	週1回	1	式	
		放流水水質検査	月1回			
		浄化槽汚泥引抜清掃(20立方メートル)	年1回			
		機械室、処理施設内の清掃	検査の都度			
エレベーター	保守点検	エレベーター	点検・手入れ保全	月2回	3	台
			消耗部品の供給	その都度		
			機能維持工事	必要に応じ		
			品質検査	年1回		
			緊急時の対応	その都度		
			法定検査の立会い	検査の都度		
維持管理のための情報提供	その都度					
自家用電気工作物	保守点検	【受電設備(含配電設備・二次変電室設備)】		(全停電保守)	1	式
		引込線、電線及び支持物		年1回		
		遮断器、開閉器				
		母線、計器用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、その他機器				
		変圧器		(無停電保守)		
配電盤及び制御回路		2ヶ月1回				

		【電設・二】			
		接地装置			
		蓄電池			
		【電気使用場所の設備】			
		電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線及び配線器具、接地装置			
		【非常用予備発電装置】			
		ガスタービン及び附属装置、内燃機関及び附属装置			
		発電機及び励磁装置、接地装置			
		遮断器、開閉器、その他電気機器類			
舞台機構	保守点検	電動機の点検	年1回	1	式
		Vブリー及びVベルトの点検			
		減速機の点検及び給油			
		ワイヤーロープの磨耗度点検			
		マグネットブレーキ部の点検及び清掃			
		ワイヤー捲取ドラム及びピローブロック部点検			
		チェーン及びスプロケット部の噛み合わせ点検			
		滑車類の磨耗度点検			
		カウンターウェイト部の点検			
		ガイドレール部の点検及びグリスアップ			
		マニラロープの緩み及び締め直し			
		ロープ止め点検			
		各部のワイヤークリップ締め直し			
		リミットスイッチ点検			
		制御盤及び操作盤の点検			
		溶接部分及び取付ボルト部分の点検			
		各部分の注油			
		幕類の取付状態の点検			
	臨時保守点検	舞台機構全般	異常発生時	1	式
舞台照明環境制御システム	保守点検	主操作盤	年1回	1	基
		副操作盤		1	基
		端末器		1	式
舞台音響装置	保守点検	音響調整卓	年1回	1	台
		レコードプレーヤー		1	台
		テープレコーダー		1	台
		スピーカー設備		1	台
		ワイヤレスマイク設備		1	台

## 真空式温水ヒーター設備保守点検業務内容（定期）

### 1 業務概要

真空式温水ヒーター設備保守点検業務

### 2 設備概要

前田真空式温水ヒーター MFV-600K-36-N

### 3 業務内容

(温水ヒーター点検作業)

本体、給水系統、安全弁、抽気装置、コントローラ、オイルバーナ、  
運転状態のチェック

## 浴場ろ過装置保守点検業務内容（定期）

### 1 設備概要

明和工産 KK MBF-1AR 型 ろ過装置  
明和工産 KK MBF-2AR 型 ろ過装置

### 2 業務内容

浴場用ろ過装置保守点検作業及び水質検査  
(内容)

- (1) ろ過装置分解・組み立て・整備
- (2) ろ材薬品洗浄
- (3) 浴槽水の水質検査

## 浴場ガス給湯設備保守点検業務内容（定期）

- 1 設備概要
  - ガス給湯器 50号×3台
  - 受水槽付加圧給水ポンプユニット
  - 給湯循環ポンプ
  - 密閉型膨張タンク(給湯用)
  
- 2 業務内容
  - 設備一式に関する保守点検

## 消防設備保守点検業務内容（定期）

### 設備概要

- (1) 消火器
  - ・一般型（10型・20型）
  - ・強化液型
  - ・移動型 第3種
  
- (2) 消火栓設備
  - ア. 加圧送水機 300 $\frac{\text{mm}}{\text{mm}}$  4.5kw
  - イ. 消火栓箱
  
- (3) 自動火災報知設備
  - ア. 受信機（30回線）
  - イ. 副受信機
  - ウ. 感知器
    - ・スポット型差動式
    - ・スポット型定温式
    - ・煙
  - エ. 発信機
  
- (4) 非常警報設備
  - 放送設備増幅器 100w
  
- (5) 避難器具
  - 避難はしご
  
- (6) 誘導灯
  
- (7) 防火扉
  
- (8) 移動式消火設備
  
- (9) ガス漏れ警報装置
  
- (10) 火災通報装置

## 冷温水発生装置保守点検業務内容（定期）

- 1 冷温水器の概要  
川崎L型吸収冷温水機 ΣTUK-120EN6C形 2基
- 2 業務内容
  - (1) 冷房・暖房開始時に行う保守作業
  - (2) 冷房開始時に行う保守作業
  - (3) 運転休止中に行う保守作業
  - (4) 大気汚染物質排出量調査  
・ばい煙排出量（排出ガス・ばい煙濃度）の測定

## 汚水処理施設保守点検業務内容（定期）

### 1 浄化槽の概要

設置場所 鈴鹿市住吉町南谷口 三重県立鈴鹿青少年センター  
型式 長時間ばっ気方式合併浄化槽、385人槽  
80m<sup>3</sup>/日放流 BOD20ppm

### 2 業務の内容

- (1) ポンプ類、粉砕機、送風機等の電圧電流、給油状況、異音の有無、振動の有無、ポンプ類の揚水状況、軸受の発熱の有無、レベルスイッチの点検調整。
- (2) スクリーン及び沈砂池の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンかす及び土砂の場外搬出作業。
- (3) ばっ気槽混合液の色相、臭気、水温、水素イオン濃度、30分沈降汚泥の状況、送気量の調整及び返送汚泥量調査。
- (4) 沈でん池のスカム及び汚泥の除去、調整。
- (5) 処理水の水温、色相、臭気、水温、水素イオン濃度等の簡易水質検査。
- (6) 放流水の残留塩素検査、消毒薬品の有無、補充。
- (7) 次の各号に掲げる業務を実施する。
  - ① 浄化槽法第10条第1項の規定に基づく保守点検
  - ② 放流水の水質検査  
水質検査項目：生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、  
浮遊物質濃度（SS）、塩化物濃度（Cl<sup>-</sup>）、全窒素濃度（T-N）、  
水素イオン濃度（PH）、大腸菌群数、透視度、遊離残留塩素  
全リン濃度（T-P）  
なお、放流水の水質検査については、委託することができる。
  - ③ 浄化槽汚泥引抜清掃 20m<sup>3</sup>
- (8) 機械室、処理施設内の清掃。

## エレベーター保守点検（定期）

### 1 設備概要

- (1) 交流中速エレベーター(車椅子用) 3台
- ・地震時管制運転装置付
  - ・停電時自動着床装置付
  - ・音声合成装置付
  - ・リモート装置付 (2台)

### 3 業務内容

(1) 点検・手入れ保全

定期的に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施する。

(2) 機能維持工事

対象設備の機能維持を図るため、機器の磨耗・劣化を予測し、その予測に基づいて受託者が必要と認めた場合は、機器の構成部品の修理・取替行う。ただし、その対象となる機器の磨耗・劣化は、対象設備を通常使用する場合に生ずる範囲のものに限るものとする。

(3) 品質検査

1年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行う。

自家用電気工作物保安管理業務内容

1 業務の概要

自家用電気工作物保安管理業務については、下記のとおり点検、測定及び試験を行ってください。  
(設備内容)

需要設備容量 450kVA  
受電電圧 6,600V  
非常用予備発電装置 DE 予発 100kVA 220V

点検、測定及び試験の基準

2 需要設備

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
			I	II	
引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○		必要の都度
	観察点検			○	
	*1 絶縁抵抗測定			○	
	放電雑音測定		○		
遮断器 開閉器	外観点検	○	○		必要の都度
	観察点検			○	
	*1 絶縁抵抗測定			○	
	*1 継電器の動作試験		○	○	
	*1 継電器との結合動作試験			○	
	*1 トリップ回路の導通試験		○		
	*2 絶縁油酸価試験			○	
	絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
	*2 内部点検			○	
	放電雑音測定			○	
母線 計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○		必要の都度
	観察点検			○	
	*1 絶縁抵抗測定			○	
	放電雑音測定			○	
	温度測定			○	
変圧器	外観点検	○	○		必要の都度
	観察点検			○	
	*1 絶縁抵抗測定			○	
	*3 絶縁油透明度試験			○	
	*3 絶縁油酸価試験			○	
	絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
	*3 内部点検			○	
	放電雑音測定			○	
温度測定			○		
配電盤及び 制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
	観察点検			○	
	*1 絶縁抵抗測定			○	
	*1 継電器の動作試験			○	
	*1 継電器との結合動作試験			○	
	放電雑音測定			○	
温度測定			○		

設備 (含配電設・二次変電室設備)	接地装置	外観点検	○	○		必要の都度	
		観察点検			○		
		*4 接地抵抗測定		○	○		
蓄電池		外観点検	○	○		必要の都度	
		観察点検			○		
		比重測定	1回/年	○	○		
		液温測定	1回/年	○	○		
		電圧測定	1回/年	○	○		
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置	外観点検	○	○		必要の都度	
		観察点検			○		
		*1, 5 絶縁抵抗測定			○		
		*4 接地抵抗測定		○	○		
		温度測定		○			
		*6 絶縁監視					
非常用予備発電装置	ガスタービン 及び附属装置 内燃機関 及び附属装置	外観点検	○	○		必要の都度	
		観察点検			○		
		起動試験	○	○	○		
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○		必要の都度	
		観察点検			○		
		*1 絶縁抵抗測定		○	○		
		*4 接地抵抗測定		○	○		
	遮断器 開閉器 その他電気機器類	受電設備と同じ					受電設備 と同じ

- 注 (1) 定期点検B (I) は無停電で行う点検 (無停電点検) で定期点検B (II) は停電をして行う点検 (停電点検) をいい、3年に1回は定期点検B (II) を行うものとする。  
ただし、設備の条件等により定期点検B (I) が実施できない場合もある。
- (2) \*1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- (3) \*2 を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。  
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。  
なお、柱上油入開閉器については委託者の依頼によって行うものとする。
- (4) \*3 を付した点検及び試験は製造後 (新油に取替えの場合も同様) 10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過にそれぞれ行うものとする。  
ただし、定期点検B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
- (5) \*4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (6) \*5 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (7) \*6 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。  
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を隔月1回、誤差試験を年1回行うものとする。

## 舞台機構保守点検業務内容（定期）

### 1 業務内容

#### (1) 定期保守

- ・ 電動機の点検
- ・ Vプーリー及びVベルトの点検
- ・ 減速機の点検及び給油
- ・ ワイヤロープの磨耗度点検
- ・ マグネットブレーキ部の点検及び清掃
- ・ ワイヤ捲取ドラム及びピローブロック部点検
- ・ チェーン及びsprocket部の噛み合わせ点検
- ・ 滑車類の磨耗度点検
- ・ カウンターウエイト部の点検
- ・ ガイドレール部の点検及びグリスアップ
- ・ マニラロープの緩み及び締め直し
- ・ ロープ止め点検
- ・ 各部のワイヤークリップ締め直し
- ・ リミットスイッチ点検
- ・ 制御盤及び操作盤の点検
- ・ 溶接部分及び取付ボルト部分の点検
- ・ 各部分の注油
- ・ 幕類の取付状態の点検

#### (2) 臨時保守

舞台機構に異常が生じた時は速やかに適切な処置を取ること。

## 舞 台 吊 物 装 置 点 検 表

現 場 名	三重県立鈴鹿青少年センター							点 検 者						
点検年月日	平成	年	月	日 ( )										
点 検 項 目	中割綴帳	一文字幕1	吊物ボタン1	中割幕	一文字幕2	袖幕	巻取スクリー	一文字幕3	吊物ボタン2	中割バック幕				
点 検 数														
ワイヤーロープ関係	引分式ワイヤー													
	昇降式ワイヤー													
	吊ワイヤー													
	引分式ロープ													
	吊ロープ													
	結 束													
滑車関係	現 滑 車													
	横 滑 車													
	枝 滑 車													
	ボルト ビス													
機 器 部 関 係	モーター													
	減 速 機													
	Vベルト													
	リミッタ装置													
	リレー装置													
	取付ボルト													
カウンタウエイト	ブレーキ車													
	マニラロープ車													
	ガイドレール													
特記事項														

### Ⅲ 清掃業務

#### 1 業務概要

次に掲げる項目のとおり清掃業務を行ってください。

##### (1) 日常清掃

- ・電気掃除機掛け
- ・掃き掃除
- ・雑巾掛け
- ・ガラス拭き
- ・金属、光沢部分の磨き出し
- ・塵払い及び拭き掃除
- ・紙屑、煙草の吸殻清掃
- ・沸器、流し台、茶がらの清掃
- ・便所の清掃及び用品の補給
- ・塵埃等可燃性ゴミ
- ・外回りのゴミ等の回収
- ・散水
- ・浴場
- ・宿泊室寝具整頓

##### (2) 特別清掃

- ・床掃除
- ・窓ガラス拭き
- ・廊下、会議室等共用部分の照明器具等の清掃、取り換え、天井、壁、パーテーション、照明器具、時計等の塵埃払い・拭き取り、談話室、総合研修館等の蛍光灯、電球等の取り換え
- ・草取り
- ・構内排水(雨水)施設掃除
- ・網戸掃除

##### (3) 受水槽及び高置水槽の清掃

##### (4) 害虫等の防除

## 舞台照明環境制御システム保守点検業務内容（定期）

### 1 業務概要

下記の点検対象装置の保守点検作業を行ってください。

- ① 主 操 作 盤
- ② 副 操 作 盤
- ③ 端 末 器



## 特殊建築物等定期点検調査業務内容（定期）

### 1 業務概要

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく「建築物等」及び「昇降機以外の建築設備」の定期点検調査

### 2 施設概要

・管理研修棟	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	2,185.25 m <sup>2</sup>
・総合研修館	鉄骨造	地上 1 階	1,243.57 m <sup>2</sup>
・宿泊サービス棟	鉄筋コンクリート造	地上 2 階	2,735.41 m <sup>2</sup>
・エレベーター棟（宿泊棟側）	鉄骨造	地上 3 階	133.32 m <sup>2</sup>
・エレベーター棟（研修棟側）	鉄筋コンクリート造	地上 3 階	26.64 m <sup>2</sup>

### 3 調査方法

- (1) 調査基準は「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」及び「特殊建築定期点検業務基準（公共建築物用）」に基づき、特殊建築物等について現地調査する。
- (2) 点検調査については、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づき、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者が行う。

## 三重県立鈴鹿青少年センター警備及び宿直業務

## 1 業務対象

名称	三重県立鈴鹿青少年センター		
建物の構造	管理研修棟	：RC造、地下1階、地上2階	
	総合研修館	：RC造、地下1階、地上2階	
	宿泊サービス棟	：RC造、地上3階、地上3階	
建物規模	延床面積	6,477.07 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	20,070.08 m <sup>2</sup>	

## 2 宿直目的及び主要業務

宿泊型青少年教育施設としての三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）の規律及び風紀を維持し、安全を保証することを目的として次の業務を実施すること。

- (1) 来訪者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、館内の秩序維持にあたること。
  - ・夜間の来客対応、入所団体との連絡調整、入所団体への教材用具の貸出し及び返納
  - ・救急患者に対する応急処置と医療機関への連絡調整
- (2) 物品、施設等の安全管理、器物破損の防止及び阻止
- (3) 火災発生等の恐れがある状態の早期発見及び処置ならびに火災の拡大阻止
- (4) 搬出入作業者の管理
- (5) 立ち入り禁止区域（箇所）への立ち入り者の発見及び処置
- (6) 規律、風紀を乱す不良行為、不正行為及び加害行為等の発見及び処置
- (7) その他、不測の事態の防止と阻止

## 3 宿直体制

## (1) 巡回

巡回は、施設における盗難、火災等による被害の未然防止と被害の極小化を図るために行い、基本巡回、夜間巡回、定期巡回の3種類とし、それぞれ次の方法で実施すること。

## ①基本巡回

- ア 搬出入所者の作業後の後始末、異常点検の確認
- イ 火災報知器警報機の表示ランプ等の点検確認
- ウ 防災扉、非常口及び階段等の機能の障害となる状態の発見、排除
- エ 非常口表示ランプの障害発見及び連絡
- オ 火災誘発等の恐れがある状態の早期発見処置
- カ 盗難予防と早期発見処置
- キ 不法侵入者及び徘徊者、潜伏者の早期発見処置
- ク 常夜灯、外灯の点灯、不必要電灯の消灯
- ケ 各出入口、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
- コ 金庫及び施錠すべきロッカーの点検と処置
- サ 消火器等の消防用設備の有効管理状態の点検と処置
- シ 煙草の吸殻の後始末状態の点検と処置
- ス 電気器具、暖房器具及び電気スイッチの点検と処置
- セ ガス器具の火気点検、元栓の締栓状態の点検と処置
- ソ 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無の点検と処置
- タ 防火扉の点検と処置
- チ 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置

## ②夜間巡回

- ア 火災、盗難等の予防と早期発見と処置
- イ 残業者、残留者の責任者名、人員の確認

- ウ センターにおける不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置
  - エ 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
  - オ その他センターにおける異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置
- ③定期巡回（早朝及び夕方の巡回を含む）
- ア センター入口バリカーの開閉、その他出入り口の解錠及び施錠
  - イ 行事等案内看板の設置及び片づけ
  - ウ 火災、盗難等の予防と早期発見及び処置
  - エ 不必要電灯の消灯
  - オ 各出入口、扉、シャッター、窓等の点検と確認及び処置
  - カ ガス器具の火気点検、元栓の締栓状態の点検と処置
  - キ 危険物、可燃物等の保管場所の異常の有無と点検と処置
  - ク 水道蛇口の点検及び雨漏りその他水漏れ点検と処置
  - ケ 不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置
  - コ 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
  - サ その他センターにおける異常の有無の点検と確認及び非常事態発生時の処置

(2) 出入管理

「出入所者名簿」（様式は任意）を作成し、正面玄関において出入管理を実施するものとする。

4 緊急連絡及び処置

(1) 火災

- ①火災発生時には、直ちに消防署に連絡すること。
- ②消防車到着まで、在館者の安全誘導を図るとともに消火作業に従事する。
- ③発見が早期で消火可能と判断した場合は、周辺の応援を求め、消火作業に従事すること。
- ④火災発生時に、在館者を限界時間内に安全な階へ避難誘導できる体制をとること。  
限界時間とは、火災場所の関知から火災の発生が在館者にとって危険なレベルに達する時間をいい、センターは5分以内とする。

(2) 盗難、破壊侵入等

盗難や破壊侵入等が発生した場合は、可能な限り現場保存に務め、警察署に通報し必要な処置をとること。

(3) その他緊急事態

その他緊急時には、関係各所に通報し直ちに必要な処置を行うこと。また、緊急を要しない事項については、その都度処置をとり「宿直日誌」（様式は任意）に細部を記録すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に基づき、三重県立鈴鹿青少年センターから排出する産業廃棄物を適切に処理してください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に基づき、センターから発生する一般廃棄物を適切に処理してください。

施設利用者の安全を常に確保し、樹木緑地・芝等を上質な状態で維持してください。







三重県立  
鈴鹿青少年  
センター だより

MIE prefectural SUZUKA YOUTH CENTER Newsletter 2016. 6.

VOL.37



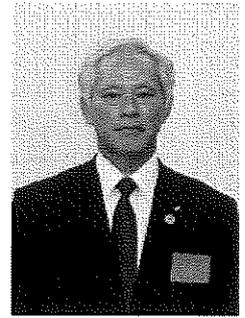
鈴鹿青少年センターは、昭和60年の開所から昨年の7月で30年を迎えました。これまでご利用いただきました多くの方々をはじめ、センターの事業運営にご協力いただいている皆様に感謝を申し上げます。

近年は、子どもの数が減少するとともに、ひとり親家庭が増加し、地域の絆も薄れるなど子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってきています。また、友達関係の希薄化、コミュニケーション能力の不足、いじめや不登校の深刻化など子どもに関する課題への対応が求められています。

こうした中、鈴鹿青少年センターは、体験学習事業や集団宿泊研修を通して、子どもたちに思いやりの心、協調性、自主性を育てる機会を提供する大切な場となっています。

今後も、青少年の心身ともに豊かな成長のため、地域や学校との連携を大切にしながら青少年教育施設としての役割を担い、関係者の皆様とともに事業運営を進めてまいります。

皆様におかれましては、より一層ご利用くださいますようお願いいたします。



### 三重県立鈴鹿青少年センター設立30周年を迎えて

公益財団法人三重県体育協会  
会長 竹林 武一

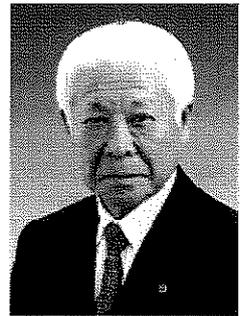
この度、三重県立鈴鹿青少年センターが、平成27年7月をもちまして、開館30周年を無事迎えることができました。

平成28年2月には、30周年を記念しまして、センターフェスタとして多くの皆様が見守る中、記念植樹など開館30周年記念事業を挙行することができました。ひとえに関係者の皆様に対し衷心より感謝いたします。

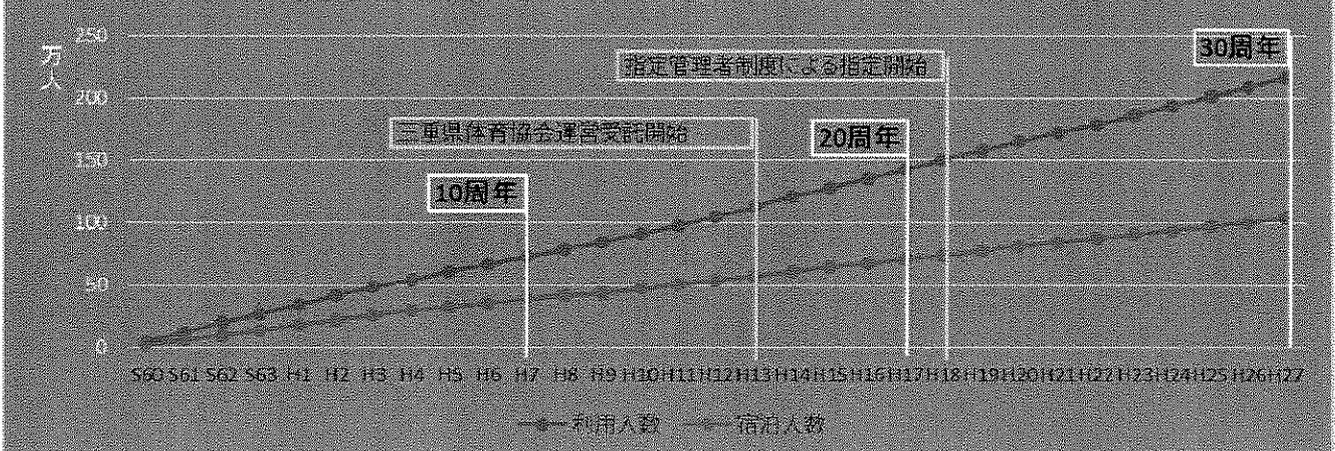
さて、同センターは、県営鈴鹿青少年の森に隣接して建設され、緑あふれる素晴らしい環境の中、宿泊研修を始めとして、屋内や野外での体験活動を通して、学校教育では得られない社会教育を実践する学び舎として建設され、今も県内外から多くのご利用者の皆様により支えられているところでございます。

開館から30年が経過し、当初の学校の宿泊研修も近年の少子高齢化による児童生徒の減少や、多種多様なライフスタイルの変化により当施設が求められているニーズも変わってきておりますが、同センターの設置目的を基本的に変えることなく、しかし、時代が求めるものを的確にとらえるため、職員の研修はもとより、安心・安全な食事の提供と施設運営にこれからも誠心誠意取り組む所存です。

最後になりましたが、同センターがこれからも地元の皆様から愛される施設運営を目指し、職員・スタッフ一同努力してまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。



### 三重県立鈴鹿青少年センター利用者の推移



## レッツ・チャレンジ2016

三重県内の小中学校から集まった年齢の違う子どもたちが、鈴鹿青少年センターを拠点に3泊4日の共同生活をおくり、自然の中で、野外炊飯、創作活動、キャンプファイヤーなどさまざまな活動にチャレンジします。これらの活動を通して、自主性、協調性などを身につけ、地域の自然の素晴らしさを感じよう！

◇日程：2016年8月24日（水）～27日（土） 3泊4日  
10月下旬～11月上旬に日帰り（登山）

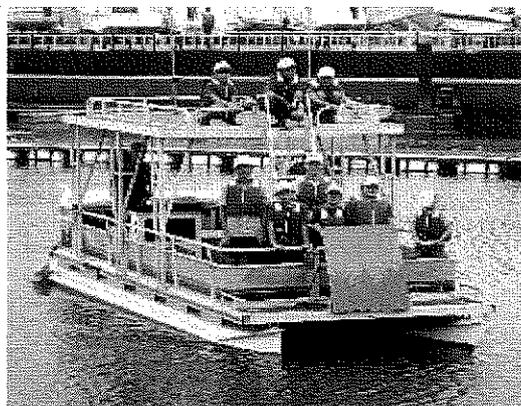
◇対象：小学5年生～中学2年生

◇定員：36名程度

### 《レッツチャレンジ2015の様子》

レッツチャレンジ2015では、マリーナ河芸でクルージングやパエリア作りを体験したり、伊勢型紙を使った創作活動、野外炊飯やキャンプファイヤーなど様々な体験を行いました。

また、10月31日には、入道ヶ岳へ登山にいきました。子ども達は、達成感で大満足の様子でした。



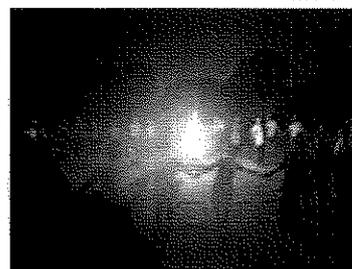
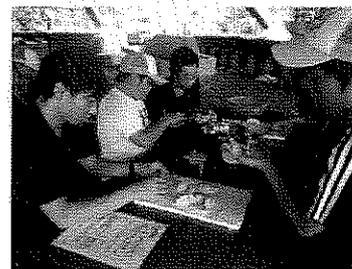
クルージングの様子

### 参加者の感想より

- ・始めは緊張したけどすぐに仲良くなりました。なんでこんなに仲良くなれるのか不思議でした。
- ・班活動の時はずっと笑っていた。その仲間たちと別れるのは少し寂しいけど、いろんなことを教えてくれて感謝したい。
- ・スタッフや職員とも仲良くなった。遊んだり、協力したり、いっぱい思い出ができた。スタッフや職員に感謝します。



レッツチャレンジ2015 集合写真



野外炊飯・キャンプファイヤーの様子

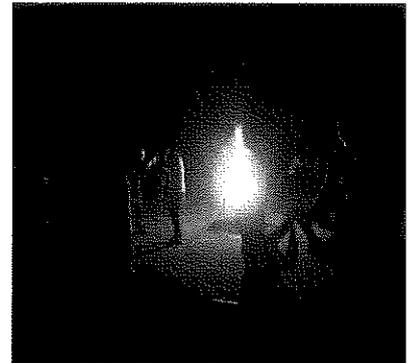
# わくわくファミリーキャンプ

親子で宿泊を共にし、レクリエーション、アウトドアクッキング、キャンプファイヤーなどの野外プログラムで、アウトドア活動を楽しく体験します。親子のふれあいを通して、家族の絆をより深め、思い出の1ページを増やそう！

◇日程：2016年10月22日(土)～23日(日) 1泊2日

◇対象：小・中学生とその家族

◇定員：15家族程度



▲左から、お弁当タイム・野外炊飯・キャンプファイヤー

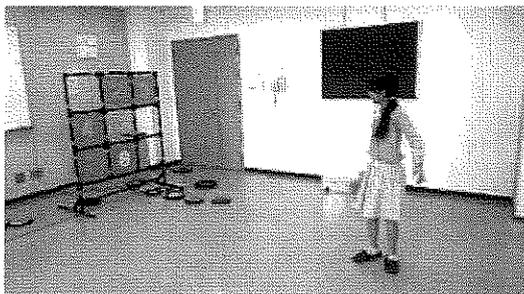
## 参加者の感想より

- ・大人も楽しめて、参加して本当に良かったです。キャンプファイヤーは家族だけではなかなか出来ないもので、良かったです。
- ・盛りだくさんの企画、どれも楽しかったです。
- ・子ども達がボランティアの人たちと遊んでいただいて、とても楽しかったです。
- ・秋だけではなくて、別のシーズンでも体験してみたいと思います。
- ・キャンプをさせたいと思っていましたが、家族するのはなかなか難しく、今回参加させていただきました。友達とお風呂に入ったり、ごはんを作ったり、楽しい思い出ができました。

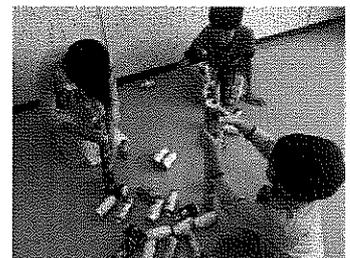
# 子ども体験遊びリンピック

国立青少年機構が推進する「体験の風をおこそう」運動の一環として県内の社会教育施設と協力して開催する事業です。様々な種目にチャレンジし、記録を狙います。各種目の最高記録者には、景品があるかも！

◇日程：2016年10月(予定)  
※どなたでも参加していただけます



▲ディスクゲッター



▲万歩計フルフルと空き缶つみ

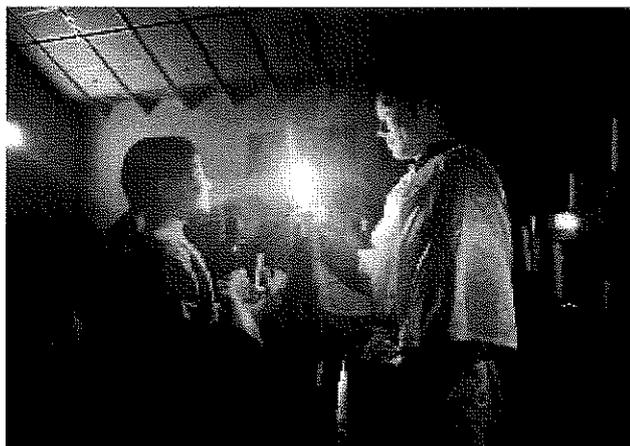
# ウィンターアドベンチャー

冬の自然に会いに来ませんか？広大な鈴鹿青少年の森公園での自然体験活動や、楽しいクッキング、ロマンティックなキャンドルファイヤーなどの活動を通して冬の自然を感じましょう。1泊2日の集団宿泊体験により、人との出会いの大切さを心で感じましょう。

◇日程：2016年12月10日(土)～11日(日) 1泊2日

◇対象：小学4年生～中学2年生

◇定員：36名程度



▲キャンドルファイヤー・集合写真

## 参加者の感想より

- ・学校の違う子でも協力し、絆を深め、助け合えるんだと思いました。
- ・ここでの経験、体験は私の宝物です。これからもずっと大切に、これからは活かしていきたいです。
- ・この2日間こんなに楽しいと思っていなかった。たくさんの思い出と友達もできたから、ウィンターアドベンチャーに参加してよかった。
- ・全部、ステキな思い出になってよかったです。

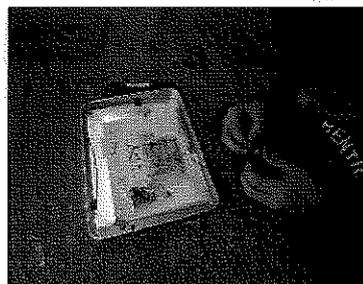
# おもしろ自然科学教室

摩訶不思議な実験や科学工作など、体験を通して自然科学を楽しく身近に感じる事ができる教室です。専門の講師を招いて、めったに見ることができないものや、学校では経験できない実験などが体験できるチャンスかも！

◇日程：2017年1月中旬～2月上旬 (予定)

◇対象：小学5・6年生

◇定員：各講座30名



▲平成27年度おもしろ自然科学教室の様子

## 参加者の感想より

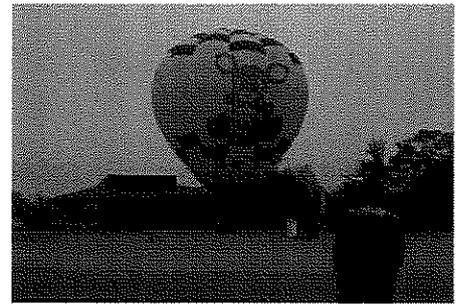
- ・とてもおもしろかったです。中学生になってもこの経験を生かしたいです。
- ・いつもではできない実験で楽しかった。
- ・初めてこんなものを作ったのでごくおもしろく、興味があった。
- ・また来年あったら来たいと思った。
- ・たくさん知らないことがあっていろんな発見をした。
- ・骨の本物が見れてよかったです。

# センターフェスタ

どなたでもご参加いただけます！  
お気軽に足をお運びください♪

日頃の感謝を込めて、施設を開放する無料感謝デーです。普段センターをご利用いただいている団体によるステージ披露や、創作活動体験、レストラン櫺によるカレーバイキングや三重県森林組合連合会グループによる各種体験プログラムなどたくさんのイベントがあります！様々なプログラムをご用意しておりますので、ぜひご家族やお友だちとお気軽にご参加ください！

◇日程：2017年2月 予定



▲左から、レクリエーションコーナー、プラバン作り、熱気球係留飛行体験

## その他の主催事業

### ●キッズチャレンジスポーツ

(2016年11月～12月上旬 予定)

小学校低学年を対象にスポーツを通して、身体を動かすことの楽しさやコミュニケーションの取り方を学びます。また、達成感を味わえる場を提供します。めったに体験できないニュースポーツを体験できるかも！？

### ●親子dayキャンプ

(2017年3月 予定)

幼児・小学校低学年の子どもとその家族を対象にしたデイキャンプです。簡単でおいしいアウトドアクッキングなどの活動を通して家族で楽しみ絆を深めます。

詳しくは、センターまで  
お気軽にお問い合わせください♪

## 交通のご案内

- 三重交通バス  
[近鉄白子駅]より  
[鈴鹿サーキット]行き  
[青少年の森口]下車 徒歩約8分
- 伊勢鉄道  
[鈴鹿サーキット稲生駅]より約3.1km  
徒歩約38分
- 近鉄  
[平田町駅]より約3.2km 徒歩約40分

三重県立鈴鹿青少年センター  
指定管理者：公益財団法人 三重県体育協会  
〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町南谷口  
URL <http://www.mie-sports.or.jp/suzukayc/>  
E-mail [suzukayc@mecha.ne.jp](mailto:suzukayc@mecha.ne.jp)  
TEL 059-378-9811 FAX 059-378-9809  
鈴鹿青少年センターだよりvol.37  
発行日：2016年6月  
発行：三重県立鈴鹿青少年センター

管理業務に関する経費の収支状況(平成28年度)

(支出)

科目名	金額		
旅費交通費	106,960	事業費	
通信運搬費	75,906		
消耗品費	2,371,860		
賃借料	752,935		
保険料	89,333		
諸謝金	222,119		
広告宣伝費	64,800		
手数料	300		
業務委託費	159,120		
雑支出	668,047		
計	4,511,380		
人件費	34,273,000		管理費
旅費交通費	86,930		
通信運搬費	309,829		
消耗品費	4,754,982		
修繕費	10,543,344		
印刷製本費	153,954		
燃料費	1,700,568		
光熱水費	10,214,471		
賃借料	1,203,526		
車両維持費	401,347		
保険料支出	547,400		
租税公課費	3,327,057		
負担金支出	23,000		
手数料	766,001		
業務委託費	34,281,900		
雑支出	5,400		
計	102,592,709		
固定資産取得支出	280,800	その他	
特定資産取得支出	5,097,114		
財務活動支出	1,490,000		
計	6,867,914		
合計	113,972,003		

(収入)

科目名	金額	
指定管理料	67,436,000	指定管理料
施設使用料収入	45,225,483	利用料収入
その他事業収入	689,780	
公衆電話管理手数料	1,296	
計	45,916,559	
参加料収入	3,169,750	その他の収入
雑収入	563,000	
計	3,732,750	
合計	117,085,309	

三重県立鈴鹿青少年センター指定管理者選定基準

審査項目	審査基準	配点	<参考> 審査要項にかかる主な記載関連ページ		
			要項・様式	申請書様式	
1 管理運営方針に関する事項	(1) 管理運営の総合的な基本方針	① 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか、青少年の健全育成を図るための施設運営についての方針が示されているか	10	P.1~3	別紙様式4-1
		② 施設の特性や業務内容を理解しているか、管理を総合的かつ適切に行えるか	5	P.1~9	
		③ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。また、公平・公正な利用について考慮しているか	5	P.1~3	
	(2) 成果目標と自己評価	① 施設運営に関して独自の成果目標が適切に設定されているか、自己評価の体制及び基準は確立されているか	5	P.3, P.7(6)	
		② 他の施設を管理運営した実績がある場合、目標値の達成度等、効果的な管理運営を行っていたか	5	別紙様式4,9	
(3) 企業(団体)の社会的責任等	① 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か	5	P.3(9), P.8(10)		
	② 県の施策実現に貢献する方針が示されているか	5	P.2(8), P.5(2)		
小計			40		
2 管理業務に関する事項	(1) 施設の維持管理及び修繕に関する事項	① 関連する法令等を遵守し、業務に必要な有資格者を配置しているか	5	P.6(4), P.8(8)	別紙様式4-2
		② 現在の維持管理レベルを保つため、法定点検等の各種点検の予定をしているか	5	P.8(4)	
		③ 施設の維持管理は効率的で安定的か、コスト削減・省エネ対策等は考慮されているか	10	P.6(4), P.9 6(1)	
		④ 利用者の安全を確保するため、日常の点検業務が円滑に行える体制となっているか	20		
	(2) 利用者の安全確保、事故防止対策、危険箇所等の早期発見及び措置に関する事項	① 利用者の安全確保、事故防止対策は具体的に効果的なものであるか	10	P.8(4)	
		② 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか	10		
	(3) 緊急時、事故発生時の対応等危機管理に関する事項	① 緊急時の対応等危機管理について、考慮されているか(危機管理マニュアルの作成、人員配置、緊急連絡網等)	20	P.7(7)	
		② 緊急事態を想定した訓練の内容が提案されているか	10		
(4) 個人情報保護及び情報公開に関する事項	① 個人情報保護を適正に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	P.2(5), P.8(8)		
	② 情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	5	P.2(6)		
小計			160		
3 運営業務に関する事項	(1) 事業の実施に関する事項	① 地域内外の多様な主体と連携しながら、体験学習の機会の拡充を図る基本方針が提案されているか	20	P.4(1)~P.5 P.7(6)	別紙様式4-3
		② センターが有する施設・設備等を有効活用し、研修設備が維持・活用した計画となっているか	10	P.4~P.5	
		③ 専門職員の配置は、適切にされているか	10	P.4(ウ)	
		④ 学校の教育課程に基づく児童生徒等の体験学習に利用しやすい提案がされているか	20	P.4(イ)	
		⑤ 地域の特性を活かした体験プログラムの開発、また、利用者への提供方法等の提案がされているか	20	P.4(オ)	
		⑥ 施設の特性を活かした主催事業が計画されているか	10	P.4(カ)	
		⑦ 平成30年度以降の事業の内容が、基準を満たしているか。また、基準以上の企画・提案がされているか	10		
		⑧ 利用者サービス(食事については、健全な成長に合わせたバランスのとれた献立となっているか、寝具については清潔なシーツ等が提供されているか)は企画・提案されているか	10	P.5ウ(イ)	
	(2) 施設等の利用の許可等に関する事項(開館時間含む)	① 契約の範囲内で、利用の申請から許可までの一連の手続方法について、手引きが作成されているか。利用者にとってわかりやすいものとなっているか	10	P.5(2)ア	
		② 受付時間、利用時間、休業日について、利用者の利便性を考慮したものであるか	5	P.2(2), P.8(2)	
	(3) 利用料金の収受等に関する事項	① 利用者サービス向上や利用者増加につながる料金設定を考えているか、収受方法、後納、減免返還等の考え方は適当か、公益上必要と認められるか	5	P.6(3)	
	(4) 情報発信・提供に関する事項	① 県内に幅広く周知できるよう効果的な発信方法を検討し広報活動の提案となっているか	10	P.7(5)	
		(5) 利用促進等に関する事項	① リピーター確保、新規開拓等利用者の増加、開散期対策が提案されているか	10	
	② 利用状況等分析・検証し、県教育委員会が提示した成果目標の達成に向けた実効性のある取組みが提案されているか		10		
③ 体験学習の機会拡充のため、他施設、企業、地域の団体及び学校等様々な団体との連携方法等について具体的に提案されているか	10		P.4(オ)(カ)、P.7(6)ウ		
④ 利用者満足度を測るため利用者アンケートを実施すること、また、その結果への具体的な対応策が計画されているか	10		P.7(6)エ		
小計			180		
4 収支計画に関する事項	(1) 収支計画の積算の考え方	① 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	20		別紙様式4-4
		② 提案された事業が十分実施できる計画となっているか	20	P.9 6 別紙様式4~6	
	(2) コスト削減の考え方	① 県費負担額が軽減されているか	20		
		② コスト削減方法は実効性があり創意工夫されているか	20		
小計			80		
5 組織及び人員に関する事項	(1) 組織及び人員の確保、職員の雇用形態、保有資格、環境づくり、職員の配置等に関する事項	① 組織及び責任体制は明確で適切か、提案事業が実施できる体制か、効率的な体制か	20	P.8(8)	別紙様式4-5
		② 利用者の視点に立った施設の利用環境づくりや、一目で職員と判るよう、服装について工夫がされているか	10	P.8(8)ア、ウ	
		③ 施設ボランティアの積極的な活用や、地域交流事業の実施により地域に開かれた施設への取組みが提案されているか	10	P.8(10)エ	
	(2) 業務内容に応じた職員の配置、勤務体制	① 人員配置及び勤務体制は適切か	20	P.8(8)ア	
		(3) 職員の人材育成方針及び研修計画	① どのような人材育成方針を策定し、公の施設の管理者として効果的な研修計画を立てているか	20	
	(4) 持続的・安定的に運営できる財政的基礎	① 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか、施設経営の実績があるか	20	別紙様式9	
	小計			100	
配点合計			500		

①第一次審査  
選定委員会は、最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県教育委員会の求める要求水準を満たしているか否かの判断をします。  
最低基準は、選定委員会1名の委員の総得点500点のうち、250点以上とします。また、最低基準を満たしていない場合、選定委員会において協議を行います。  
なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて協議を行います。

②第二次審査  
第一次審査を通過した申請者を対象に、上記の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。

③最終審査・順位付け  
申請者からの提案内容については、第一次審査による事業計画等の採点及び第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会での審議により順位を決定します。

第1次審査、第2次審査における採点の基準

点数			基準
5点満点	10点満点	20点満点	
0	0	0	記入なし
1	2	4	実施の可能性が低い
2	4	8	実施の可能性がやや低い
3	6	12	基準・要求どおり実施することが見込まれる
4	8	16	基準・要求以上の実施が見込まれる
5	10	20	基準・要求以上の実施が見込まれ、更に創意工夫がみられる

※整数で採点すること